

平成25年6月定例会

総務委員会説明資料
(その2)

経営戦略部

目 次

I 提出予定案件

1	その他の議案等	1
(1)	条例案	1

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条 例 案

① 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

東日本大震災に対処する等のため地方交付税が削減されたことに鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間の職員の給料月額、管理職手当等の減額の割合を改めるとともに、平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当について特例を設ける必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 給料月額等の減額の期間を改めることとする。
- (イ) 給料月額及び管理職手当等の減額の割合を改めることとする。
- (ウ) 平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当について特例を設けることとする。

ウ 施行期日

- (ア) この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、ウ(イ)については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- (イ) イ(ア)については、平成25年4月1日から適用する。